

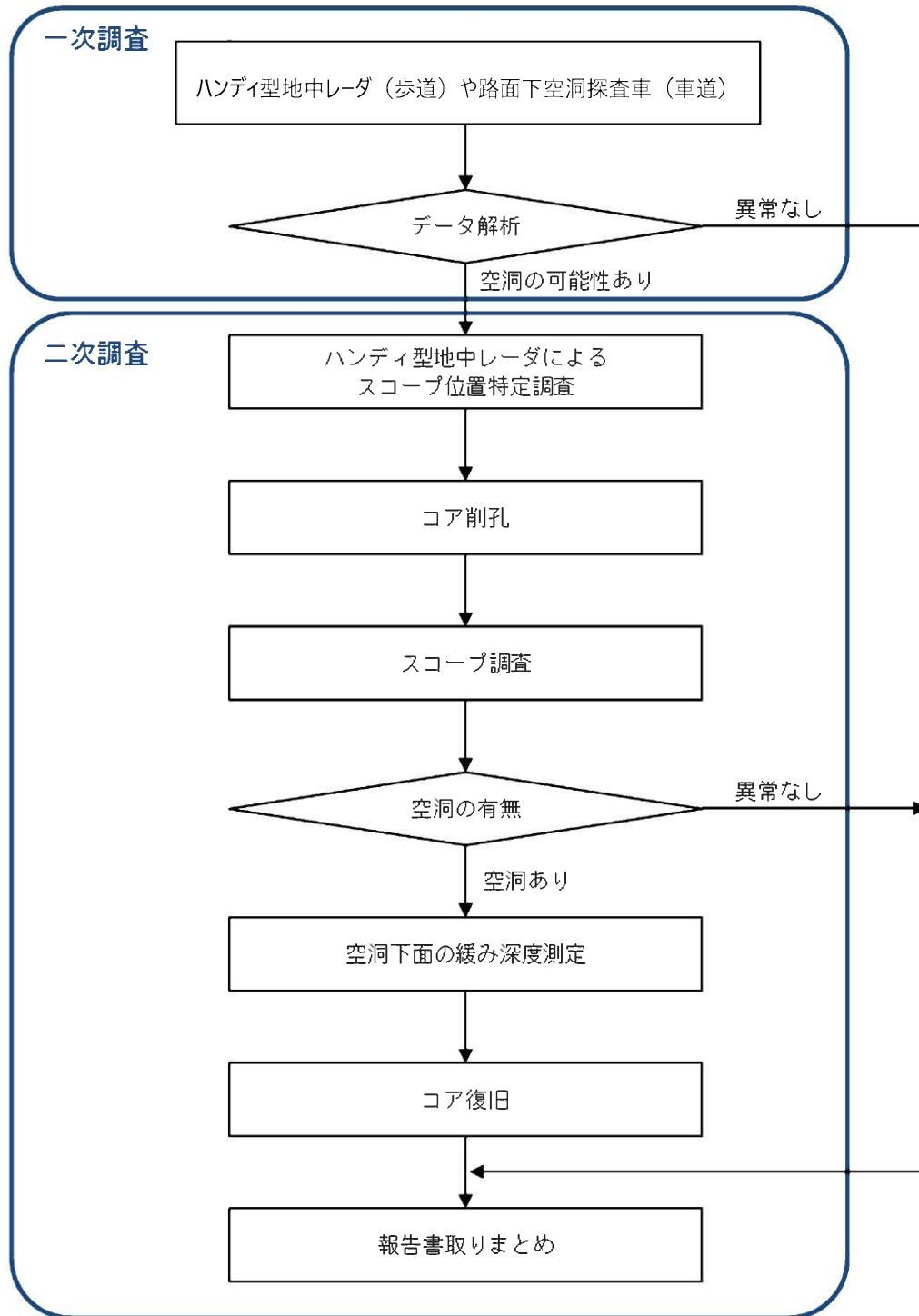
## 路面下空洞調査業務の概要について

## 1. 業務趣旨

本業務は、道路陥没事故を未然に防ぐため、レーダ探査機を搭載した車両やスコープカメラ等により道路の地下に存在する空洞を調査するものです。

## 2. 業務フロー

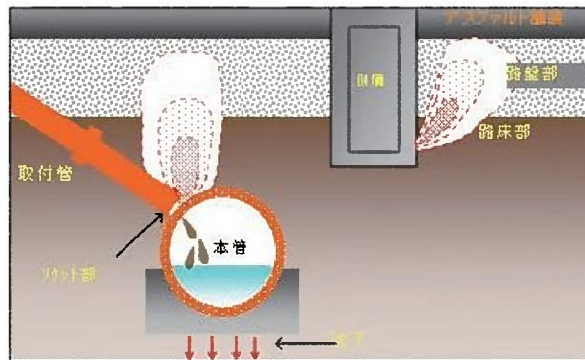
本業務では、下記の一般的な業務フローにより実施するものです。



業務フロー

### 3. 空洞の発生原因

路面下空洞は様々な原因により発生するものと考えられますが、主なものとしては、埋設管の損傷・劣化による土砂の流出、地下構造物周辺の埋戻し不良、地震による影響等が挙げられます。

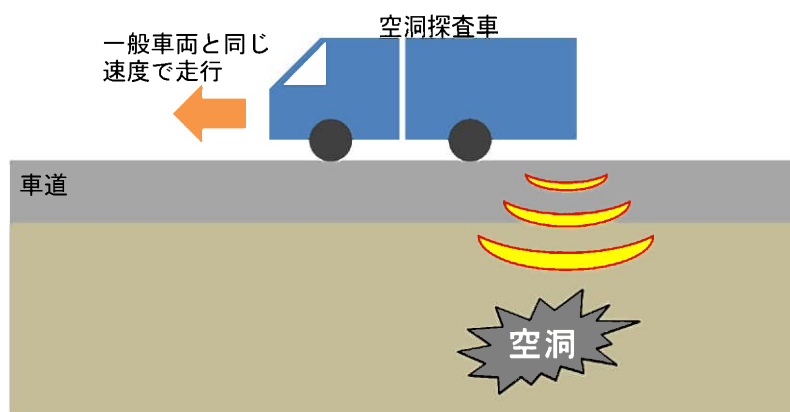
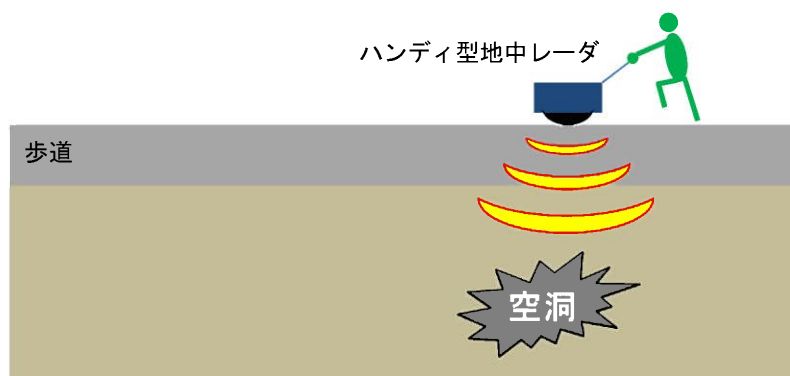


埋設管の損傷・劣化による土砂流出

### 4. 一次調査の手法

レーダ探査機を搭載したハンディ型地中レーダや空洞探査車により空洞の有無を調査します。

なお、空洞探査車は一般車両と同じ速度で走行するため、交通流の阻害や渋滞の原因となるようなことはなく、また非破壊で調査を実施することが可能です。



## 5. 二次調査の手法

一次調査の結果、空洞の可能性有りと判定された異常箇所について、ハンディ型地中レーダにより詳細な位置を特定し、コア削孔後、スコープカメラを挿入して空洞の広がり、深さ、厚さ等を計測します。また、空洞底面に発生している緩みの深度を測定します。



ハンディ型地中レーダによる位置特定状況



スコープカメラ撮影状況

## 6. 公募型プロポーザル方式の採用について

本業務に関する調査手法の技術革新が進んだことを受け、費用のみの判断ではなく、事業者の実績や技術力、創意工夫を評価対象とすることで、道路利用者の安全・安心の確保をより確実なものとするため、公募型プロポーザル方式を採用することとしたものです。

# 令和2年度 仙台市路面下空洞調査業務

## 募集要項 (案)

令和2年7月

仙台市

令和2年度 仙台市路面下空洞調査業務募集要項（案）

目次

1. 業務目的	P 1
2. 業務概要	P 1
3. 応募条件	P 2
4. 応募に関する留意事項	P 2
5. 事業者選定の流れ	P 3
6. 事業全体スケジュール及び提出書類	P 4
7. 技術提案書作成要領	P 6
8. 技術提案書の評価及び評価結果の通知	P 8
9. 契約に関する事項	P 9

## 1. 業務目的

本業務は、道路法(昭和27年法律第180号)第42条及び道路法施行令(昭和27年政令第479号)第35条の2に基づき、路面下における空洞調査を実施するものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

路面下空洞調査業務委託

### (2) 業務内容

工 種	規 格	単 位	数 量
1次調査(路面探査車)	車道・昼間	km	2.5
1次調査(ハンディ型地中レーダ)	歩道・昼間	km	2.2
1次調査(ハンディ型地中レーダ)	歩道・夜間	km	70.0
2次調査(ハンディ型地中レーダ)	車道・昼間	箇所	2
2次調査(ハンディ型地中レーダ)	歩道・昼間	箇所	3
2次調査(ハンディ型地中レーダ)	歩道・夜間	箇所	90
コア削孔・復旧	昼間	箇所	5
コア削孔・復旧	夜間	箇所	90
緩み深度測定	昼間	箇所	5
緩み深度測定	夜間	箇所	90
計画準備・現地踏査		km	74.7
1次調査解析	車道	km	2.5
1次調査解析	歩道	km	72.2
2次調査解析	車道	箇所	2
2次調査解析	歩道	箇所	93
報告書作成	1次調査	km	74.7
報告書作成	2次調査	箇所	95
打合せ	中間2回	式	1

### (3) 業務箇所

別紙調査路線位置図のとおり

### (4) 履行期限

令和3年3月26日まで

### (5) 仕様書

仕様書の案については別添のとおりとする。なお契約時には、プロポーザルにより選定された受託者の技術提案書を基に協議を行い、速やかに作成することとする。

### (6) 事業費限度額

金 39,358,000 円 (消費税及び地方消費税含む)

### 3. 応募条件

次の要件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 本手続を実施する年度の仙台市競争入札参加資格者名簿における建設コンサルタント道路部門、建設コンサルタント土質部門又は地質調査に登録されている者であること
- (3) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項に規定する指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）により更生裁判所に更生事件が係属している株式会社でない者であること
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）により再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものでない者であること
- (6) 仙台市税（市内に本店、支店又は営業所を有しない場合を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しない者であること

### 4. 応募に関する留意事項

#### (1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

#### (2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとし、本市が応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

なお、提出書類の返却は行わない。

#### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている設計、施工方法、材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

#### (4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

#### (5) 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

#### (6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類に関する参考資料の提出を後日求める場合がある。

#### (7) 虚偽の記載の禁止

参加表明書及び技術提案書への虚偽の記載は禁止とし、記載した参加表明書及び技術提案書は無効とする。

#### (8) 関係者との接触の禁止

本要項に関する問合せは、事務局に行うこと。また、公募に関する質問や書類の提出などを除き、別に定めるプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員及び本事

業に従事する市職員との本件申請に関連する接触を禁止する。

なお、接触の事実が認められた場合、失格となる場合がある。

## 5. 事業者選定の流れ

### (1) 「3. 応募条件」に定める要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募条件等を確認し、条件を満たした応募者について評価を行い、最大5者に対し技術提案書の提出を文書で要請する。

なお評価の結果、差異が認められない場合は、5者以上に対し要請を行うことがある。

### (2) 最優秀提案の選定

応募者による提案説明（プレゼンテーション）を実施した上で、審査委員会が提案内容の評価し、評価の結果、総合得点について、一定の水準を超えかつ最も大きい評価を得た最優秀提案1者と次点の評価を得た優秀提案1者を選定する。

### (3) 詳細協議

最優秀提案者は優先交渉権者となり、契約締結までの諸条件等について、本市と詳細協議を行う。

### (4) 事業者の選定

優先交渉権者は、詳細協議成立後、本市と契約を締結し事業者となる。優先交渉権者と協議が整わない場合、本市は優秀提案者と詳細協議を行い、協議成立後優秀提案者と契約を締結する。

なお、契約までの費用については、優先交渉権者、優秀提案者各々の負担とする。

### (5) 事務局

本事業の提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

所在地：仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

ホームページ：<http://www.city.sendai.jp/>

担当窓口：仙台市建設局道路部道路保全課保全計画係

電話：022-214-8415

FAX：022-227-2614

電子メール：[ken010165@city.sendai.jp](mailto:ken010165@city.sendai.jp)



## 6. 事業全体スケジュール及び提出書類

(1) 本事業は、次の日程で行う。

番号	項 目	日 程
①	募集要項の配布（ホームページで公開）	令和2年7月17日～
②	募集要項に関する質問受付	令和2年7月17日～7月28日
③	募集要項に関する質問の回答	令和2年7月30日
④	参加表明書受付	令和2年7月30日～
⑤	参加表明書受付〆切	令和2年8月6日
⑥	技術提案書提出者の選定（第1次審査結果）通知	令和2年8月17日
⑦	技術提案書提出者に対する説明，提出要請	令和2年8月17日
⑧	技術提案書受付	令和2年8月17日～
⑨	技術提案書受付〆切	令和2年8月26日
⑩	プロポーザル審査委員会，プレゼンテーション	令和2年9月3日
⑪	技術提案書の特定（第2次審査結果）通知	令和2年9月4日
⑫	受託者との詳細協議	令和2年9月7日～9月16日
⑬	契約締結	令和2年9月17日
⑭	業務着手	令和2年9月18日
⑮	業務完了	令和3年3月26日

### (2) 募集要項の公表

#### ① 募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

#### ② 募集要項に対する質問受付・質問回答

募集要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

##### (ア) 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。

なお、電子メール送信の際は、件名を「仙台市路面下空洞調査業務質問書」と記載することとし、メール送信後、電話で事務局にメールの着信を確認すること。

##### (イ) 受付期間

令和2年7月17日(金) 午前9時～7月28日(火) 午後5時まで(必着)

##### (ウ) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和2年7月30日(木)午後5時にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本要項と一体のものとし、同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類（以下「参加表明書」という。）を持参する。

① 受付期間

令和2年7月30日(木)～ 8月6日(木)

受付時間は、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

② 受付場所

仙台市建設局道路部道路保全課（仙台市役所本庁舎6階）

③ 参加表明時の提出書類

次の提出書類を3部（正1部，副2部）提出すること。

(ア)参加表明書（様式第2号）

(イ)納税証明書

最新決算年度の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書

なお、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(ウ)市税等の滞納がないことの証明書

仙台市税（市内に本店，支店又は営業所を有しない場合を除く）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書を提出すること。

(エ)会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じて提出する。

①設立年，代表者役職及び氏名，資本金，年間売上金額，営業所一覧，従業員数（様式第3号の1）

②企業状況表（様式第3号の2）

③有資格技術職員内訳表（様式第3号の3）

④路面下空洞調査業務実績（H27～R1の5カ年に完了した業務）（様式第3号の4）

⑤その他，本事業について，関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は，その関係会社の会社概要も添付すること。

なお，様式を指定しているものであっても，上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認める。

(オ)暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第4号の1）及び役員等氏名一覧表（様式第4号の2）

(カ)配置予定技術者の資格要件及び業務実績（管理技術者：様式第5号の1，担当技術者：様式第5号の2，照査技術者：様式第5号の3）

(キ)各資格者免許証の写し

各配置予定技術者の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

#### (4) 参加表明書の評価

参加表明した者の応募条件等を確認し、条件を満たした応募者について下表に基づき評価を行い、最大5者に対し技術提案書の提出を文書で要請する。

なお、評価の結果、差異が認められない場合は、5者以上に対し要請を行うことがある。

番号	評価対象	評価項目
①	会社の業務実績	同種業務の実績
		同種業務での表彰歴
②	営業拠点	本店・支店・営業所の所在
③	配置予定管理技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格
		同種業務の実績
④	配置予定担当技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格
		同種業務の実績
⑤	配置予定照査技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格
		同種業務の実績

#### (5) 参加資格確認結果及び技術提案要請書の通知

参加資格の結果は、文書（電子メール）で本市から応募者に通知する。なお、技術提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり技術提案要請書を郵送する。

ア 通知日 令和2年8月17日（月）

イ 郵送日 令和2年8月17日（月） 発送

#### (6) 技術提案書の提出

技術提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料をもとに「7. 技術提案書作成要領」に従い、技術提案書を作成し、事務局へ持参する。

ア 受付期間 令和2年8月17日（月）～ 8月26日（水）

受付時間 開庁日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

イ 提出書類

「7. 技術提案書作成要領」によるものとする。

#### (7) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、技術提案書受付の締切日の前日までに技術提案辞退届（様式第6号）を1部、事務局に持参又は郵送により提出すること。

### 7. 技術提案書作成要領

#### (1) 一般的事項

① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。

② 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。

③ 技術提案書提出届（様式第7号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に提出書類表紙をそれぞれ付し、A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。

なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。

- ④ 提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを9部（正1部，副8部）提出すること。
- (2) 技術提案書提出届（様式第7号）
- (3) 事業費提案書（様式第8号）
- (4) 業務実施方針に関する提案書（様式第9号）
- (5) 技術提案内容に関する提案書（様式第10号）
- (6) 法令遵守の取組体制報告書（様式第11号）  
法令遵守（コンプライアンス）の取組に関する考え方について，提出すること。
- (7) 個人情報管理体制報告書（様式第12号）  
応募者が講じる個人情報管理に関する安全対策について，提出すること。
- (8) 独自提案に関する提案書（様式第13号）  
本事業において，事業者が独自に提案できる内容を記載すること。また，本市にとって有益になるという視点から工夫している点があれば記載すること。
- (9) 技術提案における留意点  
技術提案を行う上で，次のテーマに着目した内容とすること。

**【テーマ】**

- ① 1次調査結果の正確性の確保について  
→ 異常箇所の見落としや異常ではない箇所の検出を防止するための対策と照査方法を記載すること
- ② 2次調査を実施すべき異常箇所の選定について  
→ 1次調査により検出された異常箇所について，危険度や進行性，道路特性等により2次調査の必要性を判断する要素を整理すること  
→ 応募者が実施した同種業務において，検出された異常箇所の2次調査結果が空洞と確定した割合や実績等について，必要に応じ記載すること

## 8. 技術提案書の評価及び評価結果の通知

### (1) 評価

提出された技術提案書について、審査委員会が下表に基づき評価を行い、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

番号	評価対象	評価項目	判断基準・評価基準
①	業務実施方針	業務内容の理解度	業務の目的、内容の理解度、実施方針の確立性
		業務工程の計画性・妥当性	業務内容と工程、人員配置の整合性、履行期限内での完成見込みの余裕度
		業務に対する取組み姿勢	業務に対する意欲、成果による地域貢献への姿勢
②	技術提案内容	業務に対する技術力 (優先順位1)	調査・解析に関する技術水準、空洞の見落とし防止対策の考え方
		成果の照査水準 (優先順位2)	調査・解析の成果に対する照査方法とその精度、二次調査に移行すべき箇所の妥当性整理
		作業条件の理解度 (優先順位3)	調査対象路線（緊急輸送道路又は同等の道路）の特性・課題の整理、作業上クリアすべき条件の把握
		創意工夫 (優先順位4)	既存技術の応用や新技術の活用、成果の活用しやすさに対する工夫
③	プレゼンテーション	プレゼンテーションの評価	要点説明的的確性と分かりやすさ、質問に対する回答力
④	参加表明書の評価	参加表明書の評価点×10%	参加表明書の評価
⑤	業務価格	業務価格の評価	設定金額に対する見積額

### (2) 評価の流れ

技術提案の評価にあたっては、以下の要領で行う。

- ① 応募者からの技術提案書及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を評価する。
- ② 評価の結果、総合得点について、一定の水準を超えかつ最も大きい提案をした応募者を最優秀提案者とし、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次選交渉権者とする。なお、総合得点と同じ場合、「②技術提案内容」の得点が高い応募者を優位とする。それでも、「②技術提案内容」の得点と同じ場合、「②技術提案内容」の評価項目の優先順位ごとに得点を比較し、得点が高い応募者を優位とする。
- ③ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて本市が用意したパソコン、プロジェクター、スクリーンを使用することが出来る。その際は、プレゼンテーション資料を令和2年8月28日（金）午後5時までに提出すること。

(3) 評価結果の通知

- ① 評価結果は、応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ② 評価結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 評価結果は本市のホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 本市より参加資格があると認められた者であっても、技術提案書提出時点から評価結果通知までの期間に、「3. 応募条件」の各号のいずれかを満たさないこととなった場合
- ② 提出期限を過ぎて技術提案書が提出された場合
- ③ 技術提案書に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 本要項に違反すると認められる場合

9. 契約に関する事項

(1) 契約の手順

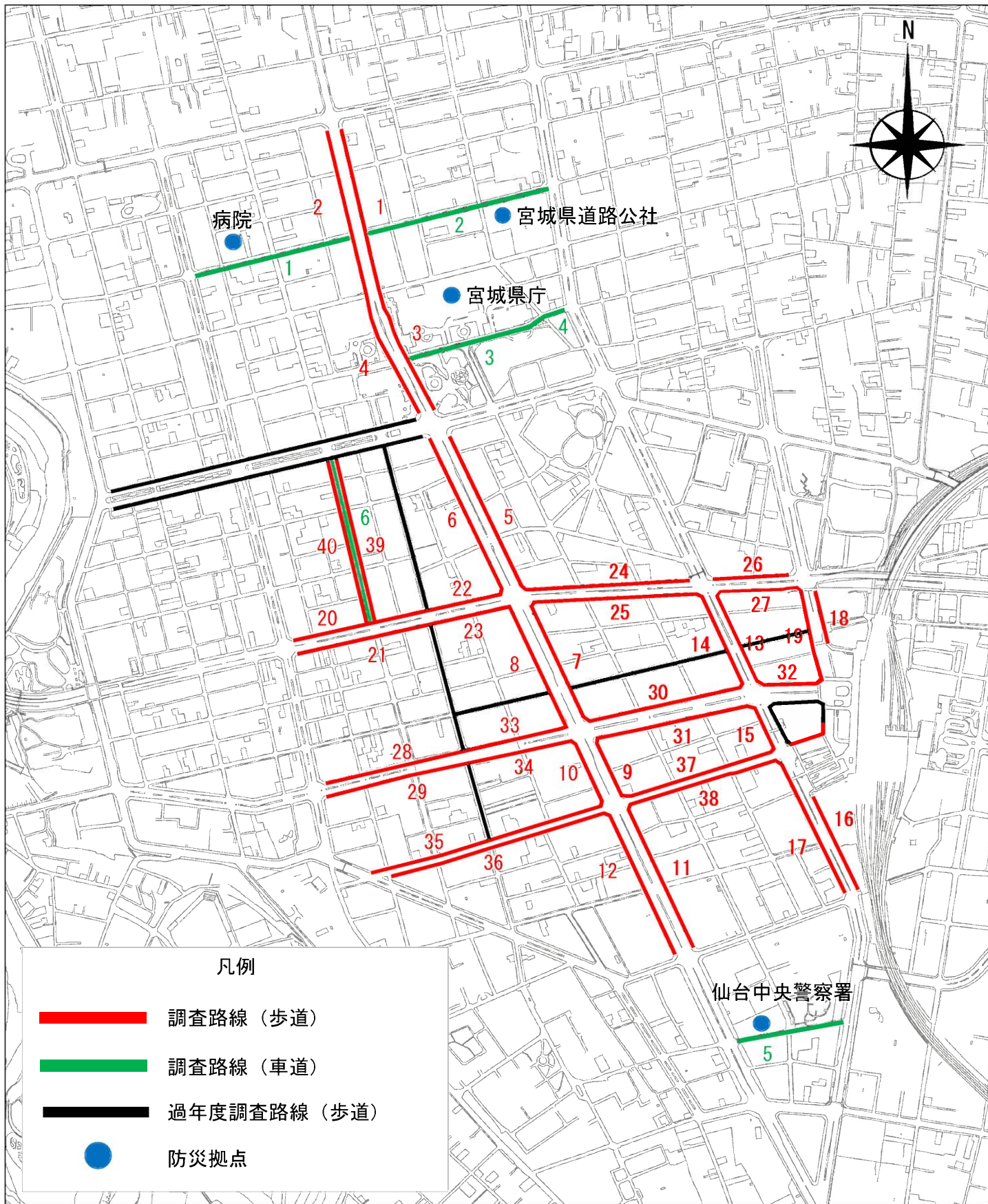
本市と優先交渉権者は、詳細協議の結果、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

(2) 応募条件を満たさなくなった場合の取り扱い

最優秀及び優秀提案者の選出後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなった時は、契約締結を行わない。この取り扱いにより、最優秀又は優秀提案者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- ① 「3. 応募条件」の各号のいずれかを満たさないこととなったとき。
- ② 参加表明書及び技術提案書への虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本要項に違反すると認められる場合

令和2年度 仙台市路面下空洞調査業務 調査路線位置図



◇令和2年度 路面下空洞調査業務

【調査路線リスト（歩道）】

No.	路線番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	測線長(m)	備考
1	主要地方道22	仙台泉線	380	7.0	2,660	北四番丁通～北一番丁通
2	主要地方道22	仙台泉線	380	7.0	2,660	北四番丁通～北一番丁通
3	主要地方道22	仙台泉線	290	8.0	2,320	北一番丁通～定禅寺通
4	主要地方道22	仙台泉線	290	7.0	2,030	北一番丁通～定禅寺通
5	国道48	48号(指定区間外)	370	8.5	3,145	定禅寺通～広瀬通
6	国道48	48号(指定区間外)	370	9.0	3,330	定禅寺通～広瀬通
7	国286	286号	290	8.5	2,465	広瀬通～青葉通
8	国286	286号	290	7.5	2,175	広瀬通～青葉通
9	国286	286号	140	8.5	1,190	青葉通～南町通
10	国286	286号	140	8.5	1,190	青葉通～南町通
11	国286	286号	350	9.0	3,150	南町通～北目町通
12	国286	286号	350	8.5	2,975	南町通～北目町通
13	青葉1154	愛宕上杉通2号線	220	5.5	1,210	広瀬通～青葉通
14	青葉1154	愛宕上杉通2号線	220	5.5	1,210	広瀬通～青葉通
15	青葉1154	愛宕上杉通2号線	110	6.0	660	青葉通～南町通
16	青葉1154	愛宕上杉通2号線	250	7.0	1,750	南町通～北目町通
17	青葉1154	愛宕上杉通2号線	330	7.0	2,310	南町通～北目町通
18	青葉1152	駅前通線	140	6.0	840	広瀬通～青葉通
19	青葉1152	駅前通線	200	6.0	1,200	広瀬通～青葉通
20	青葉1170	広瀬通2号線	300	6.0	1,800	晩翠通～一番町通
21	青葉1170	広瀬通2号線	300	5.5	1,650	晩翠通～一番町通
22	青葉1170	広瀬通2号線	160	5.5	880	一番町通～東二番丁通
23	青葉1170	広瀬通2号線	160	5.5	880	一番町通～東二番丁通
24	青葉1169	広瀬通1号線	350	4.5	1,575	東二番丁通～愛宕上杉通
25	青葉1169	広瀬通1号線	350	4.5	1,575	東二番丁通～愛宕上杉通
26	青葉1169	広瀬通1号線	180	5.5	990	愛宕上杉通～駅前通
27	青葉1169	広瀬通1号線	180	5.5	990	愛宕上杉通～駅前通
28	青葉1166	青葉通線	300	6.5	1,950	晩翠通～一番町通
29	青葉1166	青葉通線	300	7.5	2,250	晩翠通～一番町通
30	青葉1166	青葉通線	340	8.5	2,890	東二番丁通～愛宕上杉通
31	青葉1166	青葉通線	340	9.0	3,060	東二番丁通～愛宕上杉通
32	青葉1166	青葉通線	130	13.0	1,690	愛宕上杉通～駅前通
33	青葉1166	青葉通線	220	7.5	1,650	一番町通～東二番丁通
34	青葉1166	青葉通線	220	7.0	1,540	一番町通～東二番丁通
35	青葉1165	南町通1号線	500	3.5	1,750	晩翠通～東二番丁通
36	青葉1165	南町通1号線	500	3.5	1,750	晩翠通～東二番丁通
37	青葉1165	南町通1号線	420	3.5	1,470	東二番丁通～青葉通線
38	青葉1165	南町通1号線	340	3.5	1,190	東二番丁通～愛宕上杉通
小計					70,000	夜間
39	青葉1158	国分町通線	370	3.0	1,110	定禅寺通～広瀬通
40	青葉1158	国分町通線	370	3.0	1,110	定禅寺通～広瀬通
小計					2,220	昼間
合計					72,220	



◇令和2年度 路面下空洞調査業務

【調査路線リスト(車道)】

No.	路線番号	路線名	延長(m)	車線数	測線長(m)	備考
1	青葉740	北二番丁線	350	1	350	晩翠通～東二番丁通
2	青葉740	北二番丁線	400	1	400	東二番丁通～愛宕上杉通
3	青葉1176	勾当台通外記丁線	300	2	600	東二番丁通～長刀丁線
4	青葉1140	長刀丁線	50	2	100	長刀丁線～愛宕上杉通
5	青葉1250	五橋一丁目1号線	210	2	420	東二番丁通～愛宕上杉通
6	青葉1158	国分町通線	370	1	370	定禅寺通～広瀬通
		付加車線			260	右折レーンなど
合計			1,680		2,500	

路面下空洞調査業務委託に係る公募型プロポーザル方式による受託者選定  
技術提案書提出者の選定要領（参加表明書の評価）（案）

1. 技術提案書提出者の選定方法

- (1) 技術提案書提出者の選定は、本要領に基づき参加表明書の評価を行い、技術提案書提出者を最大5者選定する。なお評価の結果、差異が認められない場合は、5者以上を選定することがある。
- (2) 参加表明書の評価は次のとおりとする。
- ・ 評価対象・評価項目及び配点は、表-1のとおりとする。
  - ・ (3)に示す評価項目毎の評価基準に基づき、配点に係数を乗じて評価点を算出する。
  - ・ 評価点の合計は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位止めとする。

表-1 技術提案書提出者の選定基準

番号	評価対象	評価項目	配点
①	会社の業務実績	同種業務の実績	20
		同種業務での表彰歴	10
		小計	30
②	営業拠点	本店・支店・営業所の所在	10
		小計	10
③	配置予定管理技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格	10
		同種業務の実績	10
		小計	20
④	配置予定担当技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格	10
		同種業務の実績	10
		小計	20
⑤	配置予定照査技術者の資格要件及び業務実績	技術者資格	10
		同種業務の実績	10
		小計	20
配点 合計			100

(3) 評価項目毎の評価基準

① 会社の業務実績

評価項目	判断基準	評価基準	係数
同種業務の実績	公的機関が発注した直近5年間における同種業務の実績	10件以上	1.0
		6～9件	0.8
		1～5件	0.5
		無し	0.2
同種業務での表彰歴	公的機関が発注した同種業務で、その成果が優秀であり表彰などを受けたもの	5件以上	1.0
		3～4件	0.8
		1～2件	0.5
		無し	0.2

② 営業拠点

評価項目	判断基準・評価基準	係数
本店・支店・営業所の所在	仙台市内に本店がある場合	1.0
	仙台市内に支店・営業所がある場合	0.6
	上記以外	0.2

③ 配置予定管理技術者の資格要件及び業務実績

評価項目	判断基準・評価基準		係数	
技術者資格	技術士（総合技術監理部門 建設-道路） 技術士（建設部門 土質及び基礎，道路） 技術士（応用理学部門 地質）		1.0	
	R C C M（道路部門） R C C M（地質部門） R C C M（土質及び基礎部門）			0.6
	上記以外			
	同種業務の実績	公的機関が発注した直近5年間における同種業務の実績（主たる担当として携わったものに限る）	5件以上	1.0
1～4件			0.6	
無し			0.2	

④ 配置予定担当技術者の資格要件及び業務実績

評価項目	判断基準・評価基準		係数	
技術者資格	技術士（総合技術監理部門 建設-道路） 技術士（建設部門 土質及び基礎，道路） 技術士（応用理学部門 地質）		1.0	
	R C C M（道路部門） R C C M（地質部門） R C C M（土質及び基礎部門）			0.6
	上記以外			
	同種業務の実績	公的機関が発注した直近5年間における同種業務の実績（主たる担当として携わったものに限る）	5件以上	1.0
1～4件			0.6	
無し			0.2	

⑤ 配置予定照査技術者の資格要件及び業務実績

評価項目	判断基準・評価基準		係数	
技術者資格	技術士（総合技術監理部門 建設-道路） 技術士（建設部門 土質及び基礎，道路） 技術士（応用理学部門 地質）		1.0	
	R C C M（道路部門） R C C M（地質部門） R C C M（土質及び基礎部門）			0.6
	上記以外			
	同種業務の実績	公的機関が発注した直近5年間における同種業務の実績（主たる担当として携わったものに限る）	5件以上	1.0
1～4件			0.6	
無し			0.2	

路面下空洞調査業務委託に係る公募型プロポーザル方式による受託者選定  
技術提案書の特定要領（技術提案書の評価）（案）

1. 技術提案書の特定方法

(1) 技術提案書の特定は次のとおりとする。

- ・ 本要領に基づきプロポーザル審査委員会にて技術提案書の評価を行い、最も優れた技術提案書を特定する。
- ・ 評価点の合計が同じ場合、「②技術提案内容」の評価点の合計が大きい技術提案書を優位とする。それでも、「②技術提案内容」の評価点の合計が同じ場合、「②技術提案内容」の評価項目の優先順位ごとに評価点を比較し、最も優れた技術提案書を特定する。

(2) 技術提案書の評価は次のとおりとする。

- ・ 評価対象・評価項目及び配点は、表-1のとおりとする。
- ・ (3)に示す評価項目毎の評価基準に基づき、配点に係数を乗じて評価点を算出する。
- ・ 評価点の合計は、小数第二位を四捨五入し、小数第一位止めとする。

表-1 技術提案書の特定基準

番号	評価対象	評価項目	配点
①	業務実施方針	業務内容の理解度	5
		業務工程の計画性・妥当性	5
		業務に対する取組み姿勢	5
		小計	15
②	技術提案内容	業務に対する技術力：優先順位 1	15
		成果の照査水準：優先順位 2	15
		作業条件の理解度：優先順位 3	10
		創意工夫：優先順位 4	10
		小計	50
③	プレゼンテーション	プレゼンテーションの評価	5
		小計	5
④	参加表明書の評価	参加表明書の評価	10
		小計	10
⑤	業務価格	業務価格の評価	20
		小計	20
配点 合計			100

(3) 評価項目毎の評価基準

① 業務実施方針

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数			
		A 優	B 良	C 可	D 不可
業務内容の理解度	業務の目的, 内容の理解度, 実施方針の確立性	1.0	0.8	0.5	0.2
業務工程の計画性・妥当性	業務内容と工程, 人員配置の整合性, 履行期限内での完成見込みの余裕度	1.0	0.8	0.5	0.2
業務に対する取組み姿勢	業務に対する意欲, 成果による地域貢献への姿勢	1.0	0.8	0.5	0.2

② 技術提案内容

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数			
		A 優	B 良	C 可	D 不可
業務に対する技術力	調査・解析に関する技術水準, 空洞の見落とし防止対策の考え方	1.0	0.8	0.5	0.2
成果の照査水準	調査・解析の成果に対する照査方法とその精度, 二次調査に移行すべき箇所の妥当性整理	1.0	0.8	0.5	0.2
作業条件の理解度	調査対象路線(緊急輸送道路又は同等の道路)の特性・課題の整理, 作業上クリアすべき条件の把握	1.0	0.8	0.5	0.2
創意工夫	既存技術の応用や新技術の活用, 成果の活用しやすさに対する工夫	1.0	0.8	0.5	0.2

③ プレゼンテーション

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数			
		A 優	B 良	C 可	D 不可
プレゼンテーションの評価	要点説明の的確性と分かりやすさ, 質問に対する回答力	1.0	0.8	0.5	0.2

④ 参加表明書の評価

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数
参加表明書の評価	参加表明書の評価	参加表明書の評価×10%

⑤ 業務価格

評価項目	判断基準・評価基準	評価基準・係数			
		A 1位	B 2位	C 3位	D 4位以下
業務価格の評価	設定金額に対する見積額	1.0	0.9	0.8	0.7

令和2年度  
路面下空洞調査業務委託

特記仕様書

仙台市

## 第1条 適用の範囲

この特記仕様書は、宮城県土木部制定「共通仕様書(建設関連業務)」(令和元年10月)(以下、「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、「路面下空洞調査業務」(以下「本業務」という)の履行に適用する。

## 第2条 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和3年3月26日までとする。

## 第3条 業務の目的

本業務は、仙台市が管理する道路において、路面下空洞探査車を使用して、路面下の空洞発生の有無を探査・解析し、現状の把握を行い安全・円滑な交通を確保するための維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

## 第4条 技術者の変更

管理技術者は原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

## 第5条 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料収集の上業務計画書を作成し、調査員に提出するものとする。業務計画書には下記事項を記載するものとする。

- ①業務内容
- ②業務実施方針
- ③業務実施体制
- ④業務工程表
- ⑤調査・解析方法
- ⑥安全管理計画(交通規制を含む)
- ⑦連絡体制(緊急時含む)
- ⑧その他調査員が必要と認めたもの

## 第6条 打合せ等

打合せは、業務着手時、業務の主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

### (a) 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打ち合わせを行うとともに、業務遂行のために必要な資料の貸与を行う。

### (b) 中間打ち合わせ

現地踏査終了時あるいは調査時の区切りにおいて、中間打ち合わせを2回行うことを標準とする。※業務内容を勘案して追加することができる。

### (c) 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で打ち合わせを行うものとする。

## 第7条 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

本業務は「主たる部分」として共通仕様書第1128条1項の他に計画準備・現地踏査、1次調査、2次調査、1次調査解析、2次調査解析、報告書等作成を加えるものとする。なお、上記以外の業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

## 第8条 貸与資料

共通仕様書に定める委託者が貸与する図書その他資料は次のとおりとする。

- ・過去の調査記録

その他業務履行上必要となった発注者の所有する資料については、協議により貸与するものとする。

## 第9条 成果物の提出

1. 本業務の成果物は、紙媒体の他、電子データにより納品することとする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：(以下、「要領」という)に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果物は、紙媒体の他、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R 又は DVD)について、正1部及び副として道路を管理する区支所毎に整理した成果品を提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、調査員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。  
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子成果品に関する手引き(案)【業務編】」(以下、「手引き」という)を参考にするものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 「要領」、「手引き」等は、最新のものを適すること。なお、業務期間内において改訂があった場合には、その適用についても調査員と協議すること。

## 第10条 疑義

受注者は、作業の実施にあたり疑義が生じた場合には、調査員と協議を行うものとする。

## 第11条 調査対象路線

本業務では、別添の調査路線位置図に示した路線を調査対象とする。

## 第12条 計画準備・現地踏査

1次調査に先立って現地踏査を行い、対象路線の交通状況や車線数、地下埋設物状況、沿道状況等を把握し、調査実施の基礎データを整理する。

## 第13条 1次調査(車道)

路面下空洞探査車による調査を基本とするが、現場条件等によりこれによりがたい場合には別途協議のうえ実施するものとする。なお、調査に際しては一般交通の安全確保に留意するとともに交通流をなるべく乱さないよう、短時間で調査が行える下記条件と同等以上の性能を有する探査車を使用すること。

なお、調査は単車線、複車線とも全幅員の調査を実施する。

- ①自走式電磁波地中レーダ探査車で、回転灯、調査標識、走行標識灯を車載したもの。
- ②探査速度は40km/h程度で行えるもの。
- ③探査深度は1.5m程度で行えるもの。
- ④探査幅は2m程度で行えるもの。
- ⑤探査能力は50cm(横断方向)×50cm(縦断方向)×10cm(深さ方向)以上の空洞が確認できるもの。
- ⑥概略の異常信号の広がりを判定できるもの。
- ⑦空洞探査装置として、コントローラ、データ処理表示装置及びデータ収録装置を搭載しているもの。
- ⑧空洞探査補助装置(ポジショニング装置)として、距離・速度検出装置、周囲の状況が連続撮影可能であるカメラ、ビデオ制御機、ビデオレコーダ及びビデオモニターを搭載しているもの。

## 第14条 1次調査(歩道)

ハンディ型地中レーダによる調査を基本とする。

なお、全幅員の調査を実施する。

- ①探査深度は1.5m程度で行えるもの。
- ②探査幅は1m程度で行えるもの。
- ③探査能力は50cm(横断方向)×50cm(縦断方向)×10cm(深さ方向)以上の空洞が確認できるもの。
- ④概略の異常信号の広がりを判定できるもの。
- ⑤空洞探査装置として、データ処理表示装置及びデータ収録装置を搭載しているもの。



### 第15条 1次調査解析

1次調査で取得した異常箇所データを解析し、空洞の有無、空洞の場合はその広がり、深度を確認し、陥没危険度判定を行う。

### 第16条 2次調査（車道・歩道）

1次調査結果に基づき抽出した異常箇所のうち空洞の可能性のある箇所について、ハンディ型地中レーダにより位置を確認し、コア削孔を行った上でスコープ撮影を行う。

調査結果が空洞だった場合、舗装構造及び空洞状況の柱状写真をカラーにて作成し、広がり、深度、厚みを計測後、最終的な危険度判定を行う。また、空洞下面における緩みの深度を確認する。

### 第17条 2次調査解析

2次調査で取得したデータを解析し、空洞の広がり、深度を確認し、改めて陥没危険度判定を行い、空洞対策工事に必要な空洞調査調書（位置、広がりなど）を作成する。

### 第18条 安全対策

1次調査（歩道）及び2次調査（車道・歩道）の実施にあたり、交通誘導員を配置するとともに必要に応じ安全施設を設置するものとする。

### 第19条 報告書等作成

調査目的・調査方法及び調査結果、空洞（異常箇所）があった場合には箇所別調書を整理した報告書を作成すること。

### 第20条 調査作業時間帯

車道部の調査時間帯は昼間、歩道部の調査時間帯は夜間を基本とする。

ただし、現場条件又は関係機関との協議等により作業時間帯に変更を要する場合には、調査員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

### 第21条 個人情報の取扱いに関する基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 第22条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 第23条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

### 第24条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

また、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

### 第25条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

## 第26条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## 第27条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は、受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。但し、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去しなければならない。

## 第28条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

## 第29条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

## 第30条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

## 第31条 電子データのウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

## 仙台市路面下空洞調査業務に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(平成 28 年 12 月 8 日市長決裁)

### (設置)

第 1 条 路面下空洞調査業務（以下「本業務」という。）の実施を目的とする契約において、受託者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その選定を適正に行うため、仙台市路面下空洞調査業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議を行う。

- (1) 参加表明書及び技術提案書の評価基準を定めること
- (2) 技術提案書の評価を行うこと
- (3) 受託者の選定に関すること
- (4) その他本業務の実施に係る必要な事項に関すること

### (組織及び委員)

第 3 条 審査委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 審査委員会の委員のうち 5 人は、次に掲げる本市の職員をもって充て、その他の委員は、学識経験者その他本業務に関する知見を有する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 建設局道路部長
- (2) 建設局道路部道路計画課長
- (3) 建設局道路部道路管理課長
- (4) 建設局道路部道路保全課長
- (5) 各区役所の建設部道路課長、青葉区役所宮城総合支所道路課長又は太白区役所秋保総合支所建設課長

3 委員の任期は、3 年以内で市長が定める期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第 4 条 審査委員会に委員長を置き、建設局道路部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 委員長は、審査委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の委員のうち審査委員会で審議すべき事項に利害関係を有するものは、その事項に関する審議に参加することができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、審査委員会の会議を開くいとまがないと認めるときは、持ち回りで決議することにより、前項の規定による議決に代えることができる。
- 6 審査委員会の会議は、公開する。ただし、審査委員会は、次のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。
  - (1) 仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）第7条各号に掲げる情報を扱うとき
  - (2) その他非公開とすることに相当の理由があるとき

（庶務）

第6条 審査委員会の庶務は、建設局道路部道路保全課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月8日から実施する。

### 路面下空洞調査業務に係る公募型プロポーザル方式による受託者選定要綱

(平成 28 年 12 月 8 日建設局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、路面下空洞調査業務（以下「本業務」という。）の実施を目的とする契約において、相手方（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続（以下「本手続」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第 2 条 本業務において、受託者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) 路面下空洞探査車による車道部の空洞調査（車道部一次調査）
- (2) ハンディ型地中レーダによる歩道部の空洞調査（歩道部一次調査）
- (3) 前 2 号の調査において抽出された異常箇所の詳細調査（二次調査）
- (4) 前 3 号の調査に係る結果の解析
- (5) その他本業務の実施に係る必要な事項に関すること

(受託候補者の要件)

第 3 条 受託候補者（本手続に参加して受託者となる意思を表示した者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 本手続を実施する年度の仙台市競争入札参加資格者名簿における建設コンサルタント道路部門、建設コンサルタント土質部門又は地質調査に登録されている者であること
- (3) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項に規定する指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）により更生裁判所に更生事件が係属している株式会社でない者であること
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）により再生手続開始の申立てがされ、再生手続開始の決定がされ、又は再生計画が遂行されているものでない者であること
- (6) 仙台市税（市内に本店、支店又は営業所を有しない場合を除く。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- (7) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しない者であること

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第 12 条の規定により設置される審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て、案件ごとに、同項に規定する要件を変更し、又はその他の要件を加えることができるものとする。

(手続開始の公示)

第 4 条 市長は、本手続を開始する場合には、本手続の実施内容、受託者の選定基準及び評価基準について公示をし、受託候補者を公募するものとする。

2 選定基準及び評価基準は、あらかじめ審査委員会が定める。

(募集要綱の交付)

第5条 市長は、前条第1項に規定する公示をしたときは、速やかに、本手続の実施内容、本業務の詳細な内容を記載した募集要綱の交付を開始するものとする。

(参加表明書の提出)

第6条 第4条の規定による公募に応じて本手続に参加しようとする者は、募集要綱に定める日までに、市長に対し参加表明書を提出しなければならない。

2 前項の参加表明書には、第3条に規定する要件を満たすことを証明する資料を添付しなければならない。

3 前2項の規定により参加表明書の提出をしようとする者は、参加表明書の提出時点において第3条に規定する要件を満たしていなければならない。

(技術提案書の提出者の選定等)

第7条 市長は、前条第1項に規定する参加表明書が提出されたときは、第3条に規定する要件を満たす受託候補者のうちから、選定基準に従い、これに定める人数の範囲内で技術提案書の提出者を選定するものとする。

2 市長は、選定された受託候補者に対しその旨を通知するとともに、技術提案書の提出要請書を送付するものとする。

(非選定者からの理由説明請求及び回答)

第8条 市長は、技術提案書の提出者として選定されなかった受託候補者に対して、選定されなかった旨及び選定されなかった理由（以下この条において「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた受託候補者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（仙台市の休日定める条例（平成元年仙台市条例第61号）に規定する本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く。）以内に、書面により、市長に対して非選定理由についての説明を求めることができるものとする。

3 市長は、非選定理由についての説明を求められたときは、前項に規定する期間の末日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(技術提案書の提出)

第9条 第7条第2項の規定により技術提案書の提出要請書の送付を受けた受託候補者は、募集要綱で定める日までに、建設局長に対し技術提案書を提出しなければならない。

(技術提案書の特定)

第10条 市長は、前条に規定する技術提案書が提出されたときは、提出された技術提案書を審査委員会に送付し、その審査に付するものとする。

2 審査委員会は、前項の規定による送付を受けたときは、提出された技術提案書のうちから、評価基準に従い、最も優れた技術提案書を特定し、市長に報告するものとする。この場合において、審査委員会が最も優れた技術提案書を特定するために必要があると認めるときは、技術提案書の提出者に対し意見を述べさせ、又は説明を求めることができるものとする。

- 3 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、特定された技術提案書の提出者に対しその旨を通知するものとする。

(非特定者からの理由説明請求及び回答)

第 11 条 市長は、技術提案書が特定されなかった提出者に対して、特定されなかった旨及び特定されなかった理由（以下この条において「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた技術提案書の提出者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（本市の休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して非特定理由についての説明を求めることができるものとする。

- 3 市長は、非特定理由についての説明を求められたときは、審査委員会の審議を経て、前項に規定する期間の末日の翌日から起算して 10 日以内に、書面により回答するものとする。

(審査委員会の設置)

第 12 条 市長は、受託者の選定及び特定に関し必要と認める事項について調査し、又は審議させるため、審査委員会を設置する。

(費用負担)

第 13 条 参加表明書、技術提案書の作成及び提出に要する費用は、受託候補者の負担とする。

- 2 受託者の選定に係る審査に要する費用は、本市の負担とする。ただし、第 10 条第 2 項後段の規定による受託候補者からの意見又は説明の聴取に要する費用については、受託候補者の負担とする。

(審査委員会の委員等の義務)

第 14 条 審査委員会の委員及び本手続に関与する市職員は、受託候補者又は本手続に参加しようとする者に対して助言、援助その他審査の公正を疑われるような行為をしてはならない。

(失格等)

第 15 条 本手続において提出した書類、図面等に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした受託候補者は、失格とする。

- 2 前条の規定に該当する行為の相手方となった受託候補者は、失格とする。
- 3 本手続の期間中に指名停止を受けた者は、失格とする。
- 4 前 3 項の規定により失格となった受託候補者が提出した書類、図面等は、すべて無効とする。

(著作権)

第 16 条 市長は、本手続において提出された著作物を公表その他の目的のために利用する場合は、あらかじめ、その著作者又は著作権者の許諾を得るものとする。

(苦情申立て)

第 17 条 受託候補者は、審査委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることはできない。

(審査結果の公表)

第 18 条 市長は、本手続が終了したときは、審査委員会による審査の結果について、その理由を付して公表するものとする。

(受託者の決定)

第 19 条 市長は、審査委員会の審査結果を尊重して、受託者を決定するものとする。

(提案内容の一部変更)

第 20 条 市長は、受託者に本業務を委託する場合は、当該受託者と協議の上、その提出した技術提案書に係る提案の内容の一部を変更することができるものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めのない事項については、建設局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 8 日から実施する。



## ■仙台市路面下空洞調査業務スケジュール(案)

令和2年7月7日

	項目	日程
①	第1回プロポーザル審査委員会 (募集要項、評価基準、スケジュールの審議)	令和2年7月7日(火)
②	募集要項の配布(ホームページで公開)	令和2年7月17日(金)～
③	募集要項に関する質問受付	令和2年7月17日(金)～ 7月28日(火)
④	募集要項に関する質問の回答	令和2年7月30日(木)
⑤	参加表明書の受付	令和2年7月30日(木)～ 8月6日(木)
⑥	応募者資格確認結果、技術提案要請書の通知	令和2年8月17日(月)
⑦	技術提案書の受付	令和2年8月17日(月)～ 8月26日(水)
⑧	技術提案書の確認	令和2年8月27日(木)～ 8月28日(金)
⑨	第2回プロポーザル審査委員会 (プレゼンテーション・最優秀及び優秀提案者の選考)	令和2年9月3日(木)
⑩	結果通知	令和2年9月4日(金)
⑪	詳細協議	令和2年9月7日(月)～ 9月16日(水)
⑫	契約の締結	令和2年9月17日(木)
⑬	業務期間	令和2年9月18日(金)～ 令和3年3月26日(金)